

2022年1月末日有効期限のMR認定証の更新要項

公益財団法人MR認定センター

今年度よりMR認定要綱第29条に則り、MR認定証の更新対象者は、基礎教育の知識レベルを客観的に評価するために、MR学習ポータルに掲載された更新時確認ドリルを修了する必要があります。

1. 更新対象者

今年度の更新対象者は、MR認定証の有効期限が2022年1月末日の方です。

ただし、2018年1月末日～2021年1月末日の方も更新申請の特例措置により更新が可能ですので、以下の説明をお読みください。

2. 更新要件

更新するには、「MR学習ポータル」の利用登録が必要です。

MR認定証の更新要件は、MR認定証の有効期限の前年度までの5年間の導入教育または継続教育の修了認定となっています。

①更新に必要な5年間（2016年度～2020年度）の基礎教育が修了している場合

MR学習ポータルに掲載された更新時確認ドリルを24問全問正解することで更新の申請を行うことができます。

②基礎教育に1年以上の未修了年度がある場合

更新の際にMR学習ポータルに掲載された更新時確認ドリルを540問全問正解することで、更新の申請を行うことができます。

3. 更新後のMR認定証区分について

今年度の認定証の更新は、旧制度での教育研修履歴に基づいて行いますので下記のとおりとなります。

2016年度～2019年度の継続教育(旧制度)	2020度の継続教育(旧制度)	更新時確認ドリル問題数	更新後の認定証の区分
すべての年度の修了	修了	24問	MR認定証
	未修了	540問	MR基礎教育限定認定証
1年以上の未修了年度あり	修了	540問	MR認定証
	未修了	540問	MR基礎教育限定認定証

MR認定要綱*1第29条～第31条を参照してください。

なお、MR基礎教育限定認定証（以下「限定認定証」という）を保有している人がMR職に復帰する場合は、企業が実施するMR復帰プログラムを修了することで、申請により限定認定証からMR認定証に切り替えることができます。

4. 更新申請の特例措置の対象者と更新要件

MR認定要綱細則*2第31条に則り以下の措置とします。

対象者は有効期限が2018年1月末日～2021年1月末日の方。

- ① 上記の該当者で更新に必要な5年間のうち1年以上所定の教育研修が未修了の者もしくは補完教育の不合格者は、今年度の更新時確認ドリル540問を修了することで更新の申請を行うことができます。
- ② 上記の該当者で補完教育を受講し合格したが、更新の申請を行わなかった場合、今年度の更新時確認ドリル24問を修了することで更新の申請を行うことができます。

ただし、更新後のMR認定証の有効期限は、更新時確認ドリルを受講した時に交付されていた認定証に記載された有効期限から5年間となります。

5. 更新の手順

MR認定証の更新申請は、有効期限の前年の8月から可能になります。MR学習ポータルから次の手順で行います。

*1 センターのホームページに掲載しています。

*2 センターのホームページに掲載しています。

①MR 学習ポータルへログイン

利用者は、センターホームページから「MR 学習ポータル」の利用登録を行います。

センターコード又は認定証登録番号、氏名（カタカナ）、メールアドレスを入力します。登録したメールアドレスに URL が届きますのでログインしてください。

②更新時確認ドリルの修了

MR 認定証の更新に必要な 5 年間の基礎教育を修了している人は、更新時確認ドリルを 24 問全問正解することで修了します。5 年間のうち 1 年でも未修了年度がある場合は、更新時確認ドリルを 540 問全問正解することで修了します。

期限内に修了しなければ当該年度内に MR 認定証の更新手続きができなくなりますのでご注意ください。

更新時確認ドリル実施期間は、8 月 1 日～翌年 1 月 31 日

※開始日が土日祝日の場合は、次の平日からとなります。

③MR 認定証または限定認定証に掲載する写真のアップロード

更新時確認ドリルを修了すると「マイページ」の「写真登録」に「登録」ボタンが表示されます。この写真は MR 認定証又は限定認定証に掲載されるものなので、6 ヶ月以内に撮影したカラー写真、トリミングなどを除き加工されていない、正面、無帽、無背景の写真としてください。

④更新申請

「写真登録」が完了すると続けて「MR 認定証更新申請」の申請が行えます。

⑤更新期間

毎年 8 月 1 日～翌年 3 月 31 日

※開始日が土日祝日の場合は、次の平日からとなります。

毎月月末に申請を締め切り、翌月末に MR 認定証または限定認定証を発行します。認定証には有効期限があります。MR 活動時の MR 認定証の携行が義務化されましたので原則として、有効期限が切れる前に手続きをしてください。

6.更新料

1) 更新料は次のとおりとします

MR 認定証更新料 5,500 円（税込）

2) 更新料の支払い方法は、クレジット決済またはコンビニ決済の先払いとなります

3) 払い込みされた更新料は、原則として返金しません

※領収書の発行はしません

7.MR 認定証の発送

毎月月末に申請を締切り、翌月月末に MR 認定証を発送します。

8.認定証の停止又は取り消しについて

認定証を取得した MR が、法令、規範及び各種ルールに反する行為など MR としての品位を著しく損なうような行為のあったときは、センター理事長は、認定証の停止又は取り消し処分を行うことがあります。

本件についての申込み・問い合わせ先

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-3-4 日本橋本町ビル
公益財団法人MR認定センター 試験事業部
電話 03-3279-2500